

保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションの皆様へ

社会保険診療報酬支払基金大分支部
大分県国民健康保険団体連合会

平素、審査支払機関の円滑な運営に格別のご協力とご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年（2019年）7月診療分（8月請求分）から中津市及び宇佐市の子ども医療費助成事業の助成拡大に伴い助成対象（小中学生の通院）を社会保険診療報酬支払基金大分支部及び大分県国民健康保険団体連合会で受託することとなりました。

つきましては、令和元年8月請求分から当該事業に係る請求方法等が変更となりますのでお知らせいたします。

★小中学生の助成方法が変わります（未就学児の変更はありません）

★小中学生（通院）も、医療機関等の窓口に子ども医療費受給資格者証を提示することで、医療機関等で助成が受けられます。

1 子ども医療費助成事業

○公費負担者番号 【大分県】中津市・83・44・803・5
宇佐市・83・44・811・8

○対象となる医療費：小中学生の通院

○一部負担金：1医療機関ごとに通院1日につき500円/月4日まで
(500円に満たないときはその額)
調剤分については0円

○対象医療機関：大分県内の医療機関

◇本件に関するお問合せ先◇

【被用者保険分の請求方法に関する問合せ】

社会保険診療報酬支払基金大分支部 管理課 097-532-8228 (ダイヤル)、(内線114・118)

【国民健康保険分の請求方法に関する問合せ】

大分県国民健康保険団体連合会 097-534-8463 (直通)